

令和 3 年 7 月 5 日 開催

第 13 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻より大分早いのですが、全員おそろいのようなので、それでは、第13回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、そして、事務局の職員の皆さん、こんにちは。皆さんお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。梅雨も後半ですか、末期のほうへ入りまして、毎年のことなのですけれども、梅雨末期には雨の災害ということで、今年は災害が出なければいいかななんて思っていたら、静岡の辺りですか、土石流によるかなりの大災害が起きまして、本当に被害に遭った方には誠にお見舞い申し上げたいと思います。

今日は、13回総会ということでよろしく申し上げます。また、明日、委員の皆様には農振の調整協議会、引き続きまた明日保健センターでありますけれども、よろしくお願いを申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、これより総会を始めさせていただきます。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は全員出席との事務局から報告がございましたので、全員25名であり、また過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

それでは、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号4番、青木好記委員及び22番の飯野利貞委員の両名を指名いたします。

なお、書記には事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案の審議へ入ります。

まず、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は店舗用地でございまして、平成6年4月20日許可、群馬県指令西農第117号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、店舗を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、取下げ後の5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー51が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和元年10月23日許可、高農委指令第1404号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、設置計画を取りやめたためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願は、2件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和60年6月19日許可、群馬県指令西農第1298号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございまして、計画変更後の5条許可申請、議案書29ページ、議案第5号ナンバー75が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

皆さんから異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、所有農地に近接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地の一部が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の許可申請は6件でございます。この6件につきまして、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地374.71平米と一体利用の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

これも、皆さんから異議がなければ許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅8棟の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。申請地は、図面下側の薄い赤丸の中の薄い赤色で囲まれた箇所が申請地でございます。高崎市箕郷支所から南に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。横向きに見開いて御覧いただければと思います。図面中央赤色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、農振農用地と住宅地が混在しており、住宅化が比較的進んでいるような地域であります。なお、農地種別区分につきましては、第2種農地であると考えられます。申請地周辺の多くは農振農用地の青地の農地でございます。今回の申請地につきましては、令和3年5月に除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりいただきまして、公図でございます。図面中央、赤色で縁取られている筆が今回の申請地でございます。隣接する土地につきましては、東側が公道、北側が畑、南側が住宅、西側が堤にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図及び排水計画図でございます。建売分譲住宅を8棟建築する計画でございます。申請地の中央に、東側の公道に接続する幅員6メートルの開発道路を築造いたしまして、その開発道路の北側に4棟、南側に4棟、計8棟建設する計画でございます。なお、開発道路につきましては、高崎市に寄附する予定です。

排水につきましては、生活排水は合併浄化槽処理後、開発道路の両脇に新設するU字溝に放流いたします。雨水につきましては、宅内浸透処理と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が給水計画平面図でございます。既存の東側の本管から新設する開発道路へ配管を延ばし、各棟へと給水いたします。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が土地造成計画図、次の7枚目が盛土の断面図でございます。北側の畑との境目に擁壁を設置し、隣接する土地に造成による悪影響が出ないように配慮することとございます。

土地の造成につきましては、図面の赤色で塗り潰された申請地全体に盛土をする計画でございます。申請地全体に約1メートルの盛土を行いまして整地する計画でございます。

断面図の次の9枚目が建物平面図及び立面図でございます。多少の仕様変更はございますが、8棟とも同じタイプの住宅を建築する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告をしていただきます。今回は4班の調査でございますので、調査班長の飯塚大輔委員から報告をお願いいたします。

○16番飯塚委員 事前調査報告、第4班班長、飯塚大輔。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 隣接道路の幅員が狭いですが、工事車両はどこから搬入予定ですか。また、工事車両はどの程度の大きさの車両が出入りするのですか。

回答 接道が東側のみのため、そこから搬入をいたします。道路幅員が狭く一般車両でもすれ違いが困難なため、工事車両の出入りについては一方通行にすることや進入路に誘導員を配置し、一般車両にも配慮しながら事業を実施していければと考えております。工事車両の大きさについては、1メートル程度盛土を行うので、大型の車両を見込んでおります。

質問2 新設する開発道路の管理はどうされますか。

回答 造成後の開発道路の管理については、箕郷支所建設課と協議を済ませており、市が寄附を受けることになっています。

質問3 街灯は設置しますか。

回答 街灯を設置する計画はありません。

質問4 申請地の付近には田が多く地盤も緩いと思います。また、住宅街もあるため、工事の際は近隣住民や通行人に注意してください。

回答 接道や地盤の問題があるので、近隣の住民にも迷惑がかからないよう様子を見ながら事業を進めていきます。

質問5 申請地の北側には隣接する農地がありますが、何か対策を取る予定はありますか。

回答 北側の農地は、今回の申請地より一段高いため、のり面の申請地側を境界としております。境界には擁壁を設置し、農地の保全に努めます。また、所有者と境界立会いもしており、その際に事業の説明を行い、同意を得ています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

東側の接道は4メートルあるのか。

○事務局 ないです。

○会長 水路を入れて4メートルぐらいか。

○事務局 道路側溝に蓋をすると7メートルぐらいあるので。

○会長 両方に水路があるから。

○事務局 そうなのです。向こう側、反対側の水路がちょっと大きいので。

○会長 そうか。その点がこれから盛土するのに何台大型ダンプで入れるのだから分らないけれども、やはり道が壊れないかなとか、いろいろちょっと心配な点があったので、いろいろ質問したわけです。北と南は盛土して擁壁するので大雨が降っても崩れるようなことはないと思われま。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

これから一括審議に入ります。今回は案件が多いので、南部地区と北部地区を分けて説明、審議したいと思います。

ナンバー 2 からナンバー36までが南部地区、ナンバー37からナンバー80まで北部地区の案件ですので、2回に分けて審議を行います。

それでは、事務局、ナンバー 2 からナンバー36までの説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業用車両の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、雑種地74平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、公民館の駐車場が不足しているため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、現在の住まいを取壊し孫が住宅を建築するため近接する申請地を息

子より借り受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い業務用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、現在の自宅が都市計画道路事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、山林225平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は売買、引っ越し予定の住宅敷地が狭く駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

21番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

33番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請でございますので、転用期間がございまして、令和3年7月26日から令和6年7月25日までの3年間でございます。

35番 契約内容は使用貸借、経営規模拡大に伴い牛舎が不足するため申請地を父より借り受けて牛舎を建築したいという農業用施設の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件につきましては35件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 南部地区の説明が終わりました。ここで、南部地区の審議を行います。

それでは、これより皆さんから質疑等をお受けいたします。

このナンバー10については分家住宅で出しているのだけれども、これは面積が最低基準を下回っていたために、一般住宅で申請ができなかったのか。それをちょっと説明してくれる。

○事務局 市街化調整区域の住宅を建てる際の最低面積というのが250平米という面積要件がございます。今回10番に関しましては、それを満たしていない面積であるのですが、ただ、建てる建物が分家住宅の要件を満たしている建物になりますので、250平米を下回っている場合でも開発指導課の許可見込みがある案件となっております。

○会長 建物が、分家の要件を満たしているというの。

○事務局 そうですね。250平米以上であれば一般住宅の要件で住宅を建てられるのですが、今回この申請地の面積では一般住宅の要件がとれませんでした。

分家住宅であれば250平米を下回っていても建てられるということで、今回、分家住宅という申請で開発指導課にも提出はされております。

○会長 皆さん、分かりましたか。そういうことです。

あと、ナンバー35は接道の要件を満たしていると。前回の総会では接道がなかったとのことでしたが。

○事務局 先月の総会の時点では、接道の要件の確認中ということで見込みがまだ立っていない状況でした。今回、先月の中頃過ぎに建築指導課で、その現地の確認を含め、接道要件の確認の事務が終わりまして、その接道、接している道路が建築基準法上の道路としてみなすことができるという確認が取れたということなので、今回、審議していただきたいということでございます。

○会長 はい、分かりました。

ほかに、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

続いて、北部地区の案件をこれから審議いたします。

それでは、ナンバー37からナンバー80まで北部地区です。

事務局、それでは説明をお願いします。

○事務局

37番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。雑種地452平米と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲3区画の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

41番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、自宅が老朽化したため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました取消願、議案書1ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

52番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが駐車場が不足しているため既存施設に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

56番 契約内容は賃貸借、自動二輪車の販売業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、先代より引き継いだ事業の工場用地として借りている申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという工場の申請でございます、山林128平米と一体利用の申請でございます。

59番 契約内容は売買、現在の自宅が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62番 契約内容は売買、現在の農機具置場が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

63番から66番につきましては、関連案件でございますので、一括で説明させていただきます。

63番 契約内容は売買、業務拡大に伴い工場に隣接する申請地を買い受けて工場を建築したいという工場の申請でございます。宅地7万9,777.92平米、公衆用道路288.21平米と一体利用の計画でございます。

次の64番から66番まで契約の内容以降は63番と同様でございますので、省略させていただきます。

67番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

68番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

69番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

70番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

71番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

72番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

73番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

74番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

75番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が提出されております。

76番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

77番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電

電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

78番 契約内容は賃貸借、水道設備業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

79番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて集合住宅を建築したいという集合住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

80番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては43件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より北部地区の議案37から80までの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

お願いします。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

32ページ、1番でございます。こちらの案件につきましては、説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。議案書の納税猶予を受けようとする農地の欄にございます3筆目の農地を申請地から削除していただき、合計の地積を1,368平米に訂正をお願いいたします。

申請地から除くこととなった経緯につきましては、申請人が税務署と調整を行った結果、申請地から除いた農地が納税猶予の適用外であると判断されたためでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

1番 申請人は、被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和3年1月4日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 納税猶予に関する説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ、適格として証明してよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第7号に入ります。

議案第7号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により「調査班ごとの班長及び副班長は互選により定める」とあります。このことについて、事務局に説明を求めます。

○事務局

議案第7号 調査班長及び副班長の互選について。

資料は、お配りいたしました「高崎市農業委員会調査班」を御覧ください。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めるものでございます。

なお、班長及び副班長の任期についてですが、7月20日で新しい調査班長及び副班長へ切替えとなり、7月20日から1年の任期となりますので、ご承知おきください。

また、班長に選任されました委員さんにつきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員も兼任することとなりますので、ご了承いただきたいと思います。

ここで改めまして、運営委員会の概要でございますが、別紙でお配りいたしました「高崎市農業委員会調査班設置要領」の2ページ目、下段に記載させていただいておりますので、御覧ください。

- 1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。
- 2、構成、農業委員長、会長職務代理者、各調査班長、農業委員会事務局管理職。
- 3、任期、職務に在任する期間とする。
- 4、所掌事務、①総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討。②総会で決定された事項の推進。③関係機関団体との連絡等に関する事などとなります。

以上で説明を終了いたします。各班での選任をよろしく願います。

○会長 ただいま事務局から説明が終わりました。これから調査班ごとに分かれて決めていただくのですけれども、休憩を兼ねまして行いたいと思います。

15分ぐらいあれば決まりますか。いいですか。

それでは、2時50分まで休憩兼ねて決めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、時間が来ましたので、これからまた再開をいたします。

先ほど調査班の班長、副班長を決めていただいた、相談していただいて決まったようですので、

事務局より発表していただきます。お願いします。

- 事務局 各班ごとにご協議いただいた結果は、次のとおりとなります。1班班長、加藤精一委員、副班長、松田健委員。2班班長、福田敬一委員、副班長、清水静枝委員。3班班長、佐藤勲委員、副班長、新井元委員。4班班長、須田直子委員、副班長、井田裕委員。

以上となります。

- 会長 ただいま事務局から班長、副班長の発表がございました。

ただいまの発表どおりで決定してよいか、皆さんにお伺いいたします。よろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。

- 会長 それでは、決定することにいたします。これから、新しく決まりました班長さん、また副班長さんには1年間よろしくお願ひ申し上げます。今回、4班の須田直子委員さんも班長ということで、これからは女性委員も積極的に班長を受けていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そうすると、次回は1班ですから、加藤精一委員が班長ですね。そういうことで、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから報告事項に入ります。

それでは、係長、第1号から第4号まで報告をお願いいたします。

- 事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか24件、合計25件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、40ページの9番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が7件、5条が49件、合計56件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年6月22日付で許可証を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

- 会長 報告事項は終わりました。

それでは、続きまして、申合せ事項に移ります。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

このことについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案書は44ページでございます。

それでは、農業委員会の法令遵守の申合せ決議についてご説明いたします。

農林水産省経営局長より全国農業会議所及び群馬県農業会議を通じて各市町村の農業委員長宛てに、毎年1回以上の農業委員会の法令遵守の申合せ決議の実施について依頼がありました。そのことを踏まえまして、本市農業委員会においても、各委員が高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため申合せ決議を行いたいとするものでございます。

それでは、申合せ決議を読み上げさせていただきます。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ決議をする。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年7月5日、高崎市農業委員会。

以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 法令遵守の申合せ決議ということで事務局から説明がございました。

このことについて、皆さんからご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいのですけれども。

それでは、原案のとおり、申合せでよろしいですね。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、申合せの第2号に入ります。

申合せ第2号 令和3年度情報活動の推進に関する申合せについて。

このことについて、事務局からまた説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書45ページを御覧ください。申合せ第2号 令和3年度情報活動の推進に

関する申合せについてご説明させていただきます。

最初に朗読させていただきます。

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

記

1 「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2 農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に2部以上の購読者の確保に努める。新規拡大目標部数：118部。

3 「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和3年7月5日、高崎市農業委員会。

ただいま朗読申し上げました中の2の「全国農業新聞」についてでございますが、昨年度に引き続き「全国農業新聞」の普及拡大運動を行っていただくというものでございます。委員さん1人当たり、新規に2部以上の購読者の確保を目標としたものになっております。なお、普及拡大運動の詳細につきましては、8月初旬に開催予定の農地パトロール説明会において、説明をさせていただきますので、ご承知おきください。

申合せ第2号についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 情報活動の推進に関する説明がございました。この原案の申合せについて、皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

これも農業振興の一つとして行っている活動で、推進するということですが、よろしくお願いいたします。

そうすれば、皆さんから他になれば、原案のとおり申合せとしてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、以上で申合せ等終わります。皆さんから何か質問等ございますでしょうか。先ほどお話ししましたがけれども、明日、農業振興調整協議会ということで保健センターですね、間違いのないようにしてくださいね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第13回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時00分 閉会